報　告

流域環境ガバナンスに関する日中共同セミナー

北　川　秀　樹

Japan-China Collaborate Seminar on River Basin Environmental Governance

ABSTRACT

This Paper is the report on the “Japan-China Collaborate Seminar on River Basin Environmental Governance”,which was held as a Joint Research Seminar of the Japan Society for Promotion of Science. 19 researchers from Japan and China reported on Law Policy, Economic policy, Industrial arrangement, Compensation, Environmental Techniques ,etc. These reports covered a lot of fields,but Participants had common findings on the situation of River Basin Environmental problems.The Participants also contributed to bilateral scientific exchange between the two countries.

Keyword

Japan-China Collaborate Seminar, River Basin Environmental Governance, Common Recognition

2012 年 5 月 26-27 日、日本学術振興会二国間交流事業セミナーとして「流域環境ガバナンスに関する日中共同セミナー」（日本側代表者 : 龍谷大学政策学部教授・北川秀樹）を中国武漢市の湖北経済学院において開催した。このセミナーは、近年改善が進まない、中国内陸部の湖沼・河川における水質汚染、富栄養化問題を中心に、日本と中国の研究者がそれぞれ専門の立場から流域環境ガバナンスについて意見交換することを目的とした。

長江中流に位置する武漢市は、古くから長江の水運の要衝であり多くの湖沼を抱えている。辛亥革命発祥の地としても知られる。また、枢要な環境関連研究機関が集積し、中国の環境研究においても中心的な位置を占めており、流域環境問題を議論するのに格好の地である。

中国側（代表者 : 北京大学法学院教授・汪勁）からは、環境法学、環境経済学をはじめとした研究者のほか、水利関係の実務家など約 20 名（うち 11 名が報告）が全国各地から参加し、多くの大学院生が傍聴した。

日本側からは、環境経済学の植田和弘京都大学教授、湖沼管理の第一人者である中村正久滋賀大学教授ら 8 名の研究者の参加を得た。本報告は、このセミナーの概要を紹介するとともに、その意義と今後の課題について若干の考察を試みるものである。

1. セミナーの概要

セミナーの構成は、基調講演と「流域水紛争と解決システム」「流域環境保護と経済発展」「流域環境保護と社会発展」「流域環境ガバナンス」の四つのテーマ別セッションからなる。それぞれ中国と日本から二人ずつ各テーマに沿って報告し（詳細は別紙プログラム）、主として中国側は中国の状況、対策、問題点を、日本側は日本

の状況、対策、問題点を報告した。

(1)．基調講演

四人の専門家が講演した。まず開催校・湖北経済学院の呂忠梅院長・教授は、「湖北省湖泊保護条例立法構想」というテーマで、現在策定中の条例の背景、趣旨、枠組みについて述べた。生態環境、経済発展、文化の源という多様な要請の実現を目的に、湖沼の減少・湖面萎縮、深刻な富栄養化、生物多様性の減少、分散した管理という問題を立法のなかでどのように解決していくかということに苦心し、関係部門（水利、環境保護、林業など）による座談会の開催や市民アンケート調査をおこなったことに触れた。条例のなかでは、湖沼の概念を明確にするため一覧リストを作ること、保護区と制御区の基準を明確にすること、機能とか管理権限による分類という点に配慮したことを述べた。また、管理体制、保護、管理権限、法的責任の明確化を図ること、特色として、湖岸の飲食業制限、船舶汚染防止制度、農村のノンポイントリリース対策を盛り込むことを挙げた。なお、同条例は既に2012年10月から施行されている。

続いて北京大学法学院・汪勁教授は「中国生態補償の実践及び関連法律制定の現状と課題－流域生態補償の実践を中心に－」というテーマで、中国の生態補償メカニズムの現状と自ら起草チームのリーダーとして関わる条例制定の経験を踏まえた課題を指摘した。汪教授は、流域を例にして、現在中央財政からの移転支払い、省から下級政府への移転支払い、同じ行政区内の横断的な生態補償、排汚費等の生態税制の例があるとしつつ、問題点として、①法律規定が単行法の中に散見され統一的な規定が欠如していること、②補償財源が政府の財政に依存しており社会からの支出が少ないこと、③補償基準がなく補償額が低すぎること、④生態価値についての配慮が欠けていること、⑤財政支出も農業、医療衛生、交通等が優先されることを挙げた。このような中で、2015年までの条例制定を目指して現在作業中であり、保護と開発の両立、開発者・受益者の補償、損害を与えたものが修復することを原則とし、政府を主としつつも市場のメカニズムを活用した財政システムの確立、水・土地・海洋・鉱産・森林・草原に対する税制の確立、水権取引などの経済メカニズムの活用の重要性を強調した。

日本側からは、京都大学･植田和弘教授が「流域環境ガバナンス－保全と開発の評価問題－」というテーマで講演した。湖は流域管理と一体となって取り組む必要があり共有財産のようなものであるとした。湖における価値､生態系サービスの失敗は、ギャレット・ハーディンによってコモンズの悲劇として論じられてきたものと同じく、その利用によって市場の失敗が起こり、ガバナンスのあり方が問われてきたとした。これに対し、ノーベル経済学賞を受賞したオストロムは、1990年の著書で森林、灌漑、漁業などの実例を調べた上でコモンズが多くあることを指摘し、コモンズ的管理が持続可能性があるとした。彼女は所有権者以外にだれでもアクセスできるが、利用権のルールをだれがどういうふうに決め、使い方がよいかどうかという評価基準の問題があることを明らかにした。このように現在は、コモンズの統治問題として、湖の所有形態から資源の使い方についての議論に移っていることが紹介された。開発プロジェクト評価と社会費用効果分析を経て、自然環境資源管理の費用をだれが負担すべきかが論じられているとする。この議論のなかで、租税（公共）による負担、汚染者負担、受益者負担、応能負担、共通だが差異ある責任、コースの定理の組み合わせのような考え方が提示されてきた。生態系サービスに対する支払い（Payment for Ecosystem）について、日本では横浜市の水源地への支払い、高知県の森林環境税、琵琶湖・淀川水系の上下流関係があり、残された問題はより複雑化しつつあり、その例としてローカル・コモンズとグローバル・コモンズの相互依存、管理のための水平的・垂直的な制度調整、多様で性質の異なる汚染物質の存在、低炭素・自然共生・循環型社会の統合的管理、湖流域コモンズの固有価値の評価問題を挙げた。最後に複雑な問題が多いが、共同研究の意義は大きいことを指摘した。

滋賀大学・中村正久教授は、長年取り組んで

きた「湖の統合的管理（ILBM）」について紹介した。地球上で利用できる淡水資源の 90% は湖沼にあり、残りは河川にある。なぜ湖の持続可能な利用が難しいかといえば、上流の取水や下流の排水など様々なところからストレスを受けていること、滞留時間が長く多くの問題が複雑に絡み合い変化がわかりにくいこと、予測制御が難しいことにあるとした。Lentic water（たまり水）であるため、いったん汚染されると回復に時間がかかり元には戻らない場合もある。ILBM では費用、仕組み、上下流協力とも関係しているため、ガバナンスの問題として扱っており、どういう柱で、プロセスをどうしていくかということについて 9 カ国ぐらいで実験したことに言及した。評価とモニタリングを繰り返しながら進めているが、中国においても太湖や填池のように汚染が深刻な湖があり、どのように政策に取り入れていくか関心を持っているとした。

(2). セッション報告

ア. 第一セッション「流域水紛争と解決システム」

水利部の李宗興報告「水問題紛争の調停と調和社会の構築」は、紛争の実態と解決について報告した。中国では、水害、干ばつが頻発しており、地区間、集団間で矛盾や水害が多発しているとした。紛争処理に当たっては、「結束治水」「局部は全体に従う」「総合的に計画し各方面に配慮する」「歴史を尊重する」「下は上に従う」という原則を持っている。紛争の事例として 1999 年の春節におこった河南省と河北省の村の爆発砲撃事件を紹介した。この事件の原因は、人口の割に水、土地が少ないことであった。これに対して、分水方案の実施、省をまたがった流域管理機構の調整と給水、重要な場所と季節毎の給水、集中的な水量調整などにより解決を図った。政府部門の協力、責任の遂行と流域機構の統一管理が大切であると指摘した。

拓殖大学の奥田進一報告「日本の水利秩序と紛争」は、1964 年に改正された河川法において、水力発電や工業用水確保を目的とする水利権（河川の流水を一定の目的のために継続的、排他的に使用する権利）という概念が加わったこと、これにより慣習法上の物権として存在が否定されてきた水利権が、法的根拠を得て一種の財産権として扱われることとなったことが紹介された。なかでも、慣行農業水利として、河川管理者に必要な届け出をするだけで水利権を取得することが認められたため、農業に多くの割合の用水が使用されていることが指摘された。そのうえで、本来河川の流水は私権の目的とすることができない公共財であり水利権は義務として構成すべきであること、農民は水利権を手放さない実態が報告された。近年、環境保全という視点から河川法が改正されたが、JR 東日本信濃川不正取水事件を引き合いに出し、生態系保全のために水利許可に地元の意向が反映されるべきであることが強調された。

武漢海事法院の李群星報告「中国における水環境公益訴訟」では、中国の最高人民法院が水環境保全のために公益訴訟を肯定し、支持する態度を規範文書、院長による会議での呼びかけ、関連調査研究の中で明らかにしていることが述べられた。また司法の実践の中での環境保護法廷と環境保護合議廷の設置や、社団への原告範囲の拡大などの努力がおこなわれていることが紹介された。李氏は、問題点として民事訴訟法における原告の資格として「利害関係」の限定的解釈、証拠の分析や因果関係の証明、責任の引き受け方と訴訟費用の負担があることを指摘した。さらに、現行枠組みのもとで、訴訟を起こす正当な利益と必要性をどうクリアするか、私益訴訟を通しどう公益性を実現するか、環境民事訴訟と行政訴訟の接続について言及した。

神戸市外国語大学の櫻井次郎は、「環境民事訴訟における不法行為の成立要件」というテーマで、中国の不法行為の成立要件の変化とそれが実際の被害者救済に与える影響、日中間の相違とその背景について報告した。まず、民法通則とその他の環境法の規定から、違法性要件がどのように解釈されているか、2009 年の不法行為責任法の制定により損害結果と因果関係があれば賠償責任が認められるとする 2 要件説と、関連の法律と解釈による挙証責任の転換について紹介した。そのうえで、福建省寧徳市屏南県の

化学工場汚染事故の事例が取り上げられ、民事責任認定の前提として、被告行為の非難性や社会的合理性という特徴を明らかにした。最後に、日本での過失、違法性、因果関係を概観し、「違法性」認定による良質な経営活動の促進、概念の社会性のほか、判決執行難、高い鑑定費用などの問題を指摘した。

イ. 第二セッション「流域環境保護と経済発展」

華中師範大学の董利民報告「水環境受容力に基づく融合的な洱海流域の産業構造と体系構造」は、雲南省西北部に位置する洱海の産業構造から今後の発展の方向を示唆しようとするものであった。まず、近年の産業の発展につれて窒素、リンの排出量が増えている現状と産業ごとの発生源、地域が示された。特に農業、工業、旅行業について、どのように環境に負荷を与えない構造にしながら、発展を図るかについてのプランが明らかにされた。農牧業については、排出量の多い乳牛、豚、ニンニク、野菜の削減により大幅に減少させる一方で大麦、ソラマメ、アブラナを発展させること、工業については、技術レベルが低く産業構造がバラバラであることや飲料、製紙、食品、紡績、印刷などの汚染を生じやすい製造業を移転するほか、改築、技術改造により付加価値の向上を目指すことが指摘された。また、バイオ、新エネルギーなどのハイテク産業の発展を促進させることや、旅行業については、エコツーリズムや湖周辺の農家民宿の減少により対応していくことが示された。

次いで、河海大学の陳阿江は「徹郷併鎮後の元郷集鎮の環境問題」というテーマで報告した。「撤郷併鎮」は1990年代後半から始まったものであり、郷鎮を合併するものである。狙いは末端行政の機構と人員の削減であり、15年間に3分の1の郷鎮が削減され、全国13155もの郷鎮がなくなったことを明らかにした。これらのメリットの一方で新たな環境問題が発生しているとした。例えば、郷鎮の消滅により村駐屯地の環境方面の財政投入が減少し、設備は老朽化、環境面の管理機能も弱まっていったこと、非分解性のプラスチックごみの増加、多い人口にも関わらず環境を管理する機構及び専任人員の不在など新たな問題が起こっていることを告発した。

滋賀県立大学の林宰司報告「経済発展と流域管理」は、工業、農林水産業、観光業、都市化による汚染源の構造を説明し、中国でも環境負荷がGDP成長のある段階で上昇から低減に向かう環境クズネッツ曲線を、一定の条件の下で左下方向にシフトさせることが可能とした。すなわち、安価で効率的な公害防止設備機器・システムの導入、先進国の経験・知見を利用すること、さらには伝統技術文化を活用した循環型社会の形成がGDPの比較的低い、発展の初期段階から、環境の負荷を低減できる方策であることを提示した。

龍谷大学の金紅実報告「中国における環境費用負担原則の適用問題－汚染者負担原則・生態補償制度－」は、汚染者費用負担原則について先進国＝市場経済体制の制度･政策、有効性から、中国の移行期経済体制への適用過程、有効性、課題を考えようとするものである。中国は1972年の国連人間環境会議を契機に、汚染防除費用のみの負担を意図したOECDに近い概念を導入したが、計画経済体制を前提にしたため、制度の違いによる弊害が生まれたとした。汚染企業は国有であったため、汚染企業の費用負担は建前上の負担にすぎず､国家財政からの負担であったことを述べた。新たに生まれた生態補償（Eco-compensation）＝生態系サービス価値、生態保護コスト、発展機会コストを政府・市場の機能を通じてステークホルダー間の調整をおこなう公共制度と理解されていた。現在では､退耕還林､天然林保護事業、草原生態保護補助奨励 のような森林草原生態保全補償、流域生態補償、国による重点生態機能区域への財政移転及び開発企業や政府による鉱山資源生態補償に分類されている。今後の課題として､「範囲の確定」「公共部門と市場部門のバランス」「市場・社会・責任所在者へのコスト分担」「法政策執行の強化」を挙げた。

ウ. 第三セッション「流域環境保護と法治、社会発展」

環境保護部の別濤報告「流域における法治」は、環境保護部の幹部職員の立場から汚染の現状と政策を紹介するものであった。まず、流域汚染の状況について、中国では2010年まで400か所

の観測点において、水質が４～５級であり、全体の 30% の観測点が劣５級というレベルであったことを明らかにし、太湖は軽度であるが汚染が進行していること、黄河中上流は中度の汚染、巣湖、填池は重度の汚染であるとした。海域では沿海の COD が深刻で、2010 年は生活用水起源が 57% を占めている。今後５年間の課題として、経済発展の圧力、重金属汚染、石油化学汚染を挙げた。昨年、国務院は、中国の環境問題を世界で最悪で、資源も最も乏しく、複雑な特徴を持ち、解決が最も困難であると指摘したが、原因として世界の中でも中国のように工業化して人口が多い国がないこと、環境意識・教育の遅れ、不合理な産業構造などを挙げた。中国の水道水は 17% が安全な基準に達しておらず、江蘇省では 10 年かけてようやく安全な基準に到達することができるとした。最後に政策として、政府責任の明確化、流域の汚染防止と制限の強化、淮河と太湖流域の条例の執行のほか、生態補償を新しい政策として考えており行政区をまたがったガバナンスが必要であると指摘した。

武漢大学環境法研究所の王樹義報告「中国流域管理体制の革新を論じる」は、まず現行の流域管理体制が重複し、権限が不明確で、関係者の参加と協議が不足していることを指摘する。そのうえで、流域の管理効率の改善、多部門間の交流と協調、多元的な方針決定と参加の保障を理念として、流域管理機構の統一管理や権限区分、総合的な管理が必要とする。具体的には、流域水管理委員会の方針決定、流域管理局による執行、流域監督委員会による監督参加を挙げた。

中南財経政法大学の高利紅報告「中国の流域ガバナンス－集権と分権の間－」は、流域管理機構と地方政府水利関係部門との権限の調整についての考察であった。長江、黄河水利委員会など全国７つの水利部派出の管理機構は、水資源の管理・監督、干ばつや洪水防止、水土流失防止、紛争処理、農村水利調整等の職責を担っている。一方で、地方政府の水利庁も、国の法規、政策の執行、地方行政法規の起草、干ばつ・洪水防止、節水事業、水土流失防止、農村水利事業の指導、違法事件の調査をおこなっている。職責、法執行が重複し、中央集権の色彩が濃いとして、協調システムの確立と地方政府の権限重視の必要性を建議するものであった。

龍谷大学の北川秀樹報告「公衆参加と流域ガバナンス」は、流域環境ガバナンスを目指した公衆参加と協働の在り方を考察するものである。最初に、日本、中国の公衆参加とその前提となる住民参加の現状と特徴を紹介する。次に日本における河川、湖沼に関する法令と議論に触れ、流域資源の重層性と分断性、多様なステークホルダーの参加と協力・連携などの必要性が唱えられていることを述べた。そのうえで、行政や NGO の限界を述べ、日本の霞が浦のアサザプロジェクトの教訓として、縦割りを所与のものとしつつもお互いを結びつけるコーディネートの必要性に言及した。最後に中国に対する示唆として、「自主的参加を促す政策」「関係者が集う場の創設」「目標・ビジョンの共有と社会企業家的発想」を挙げた。

エ．第四セッション「流域環境ガバナンス」

総合地球環境学研究所の窪田順平報告「中国の流域環境ガバナンスの可能性－水環境政策実施過程の事例から－」は、まず中国の環境ガバナンスの特徴として、国家レベルでの環境法体系の整備にもかかわらずトップダウン型で実効性がないこと、裁量範囲の広い中央政府の法令の下での地方政府に許された立法権限、監督・許認可権限、財政・人事システムに起因する経済開発優先の傾向を挙げた。実例として、甘粛省黒河流域の節水政策（2001 ～ 2006）と江蘇省太湖流域の浄化への取組みを紹介した。黒河では、水利用者が水利権証を持ち、その範囲で水利用をおこなうとともに、農民利水者協会が設立され各用戸が主体性を持った参加型の民主的管理が目指され、未使用の水票は、1.2 倍の水価で政府に買戻されたとした。しかし、この節水政策以降、地下水依存が進行しただけで実質的な節水はおこなわれず、代替水源により経済発展を阻害せずに下流への水配分を実現することとなったことを紹介した。仕組みだけでなく実効性の確保や、モニタリングと情報公開、適応型管理の必要性を指摘した。また、太湖流域の取組みは、先進的な COD 排出権取引パイロットプロジェクト（2008 年）や、政府、企業、住

民によるコミュニティ円卓会議（2008）の開催により多様なステークホルダーが政府・企業の情報を共有しているとし、住民の持つ経験的情報の共有と新たな環境行動が期待できるとした。最後に、技術的な革新、省資源、省エネルギー市場メカニズムを活用できるものは解決に向かうが、トップダウン型の環境政策に頼らざるを得ない農村地域では経済的な格差が環境ガバナンスの格差を生むのではないかと結論づけた。

長江流域水資源保護局の翁立達は「長江流域における生態環境の保護」というテーマで、長江流域の深刻な水汚染の進行と生態環境の悪化について報告した。長江流域は従来水生生物の宝庫であったが、ヨウスコウカワイルカとヒラコノシロは絶滅し、スナメリは絶滅の危機に瀕していること、汚水の排出量は年々増え 1999 年からの 10 年間で 6 割以上増加し、全国の汚水総量の 40% を占めていることを紹介した。また、下流、支流で特に汚染が深刻で、流域内ダム湖の富栄養化の進行、水汚染事故の頻発が見られる。特に、太湖、巣湖、填池の改善が進められているが、農薬、肥料、有燐洗剤、家畜養殖業などにより制御が十分でないことを明らかにした。さらに、長江上流の大型水力発電所建設により、水量が減少し生態環境に悪影響を及ぼすことが懸念されているとした。これらの対策として、流域の統合管理、水資源法規の制定、流域の総合計画の改善、防止計画の策定、流域の水関連プロジェクトに対する統一的な調整管理の必要性を挙げた。

湖北省梁子湖管理局の張燎報告「梁子湖生態環境の保護と修復の対策」は、武漢の予備水源保護区、省湿地自然保護区、武昌魚の国家水産資源保護区である梁子湖の生態環境と保護の取組みについてのものであった。この湖の保護は「洪水防止、水量調整、生態安全」「汚染の分解と環境の浄化」「豊かな生物多様性」に資することとなる。しかし、近年、湖の面積の縮小、生態システムの一部の劣化、外来生物の侵入等による植物種の悪化、鳥類などの動物の多様性の低下、排水による環境汚染、観光客による野生植物の乱獲、法規の未整備という問題が顕在化しているとした。これらに対して、メディアの活用による人々の保護意識の向上、工業汚染防止・生活排水処理・農業汚染の防止・漁船の燃料汚染防止等の措置を強化していること、観測システムの改善、法規の制定、厳格な法執行、技術開発などにより長期的な保護システムを確立すること、さらには環境保全優先による地域の収入の補償、下流から上流への生態補償、生態移民補償などのシステム確立の必要性を強調した。

2. 意義と課題

当初、このシンポジウムでは、改善が進まない湖沼・河川の水環境問題やその対策に焦点を当て、主として以下の内容について両国の自然、社会状況、法政策、経済発展などに即し報告し、流域環境ガバナンスの改善を目指した日本モデル、中国モデルについて、参加者が自由に意見交換し知見を深めることを目的としていた。

①汚染排出物、富栄養化などによる水質悪化に対する規制措置（法政策）
②環境汚染発生時における紛争解決機能（行政部門による調停、司法部門における環境保護法廷・公益訴訟）の現状と課題
③汚染者負担、下流負担などの生態補償制度と経済的メカニズムの整備状況と課題
④環境情報の公開とアクセスの現状と課題
⑤企業、環境団体、住民参加の事例と課題

また、流域環境ガバナンスの改善には総合的かつ長期の関係者の対策、取り組みが必要であるため、セミナーには、報告者以外にも次代を担う中国の若手研究者、大学院生を多数（60 ～ 70 人程度）参加させ、意見交換できる機会を提供することにより両国の学術研究水準の向上と人材育成に資することを狙いとしていた。

開催前から社会主義体制下の中国とかみ合う議論ができるかとの若干の懸念があった。結果としては前述のとおり、流域環境ガバナンスに関する法政策、経済政策、産業配置、補償、環境技術などについて日中併せて 19 の報告がおこなわれた。きわめて広範な領域にわたったものの重要な報告が相次ぎ、日本、中国の抱える流域環境問題について一定程度認識を共有することができ、ほぼ所期の目的を達することができ

たのではないかと考えている。とりわけ、行政部門間の連携や統合管理、資金や生態補償、ステークホルダーの参加、紛争解決の理論などについて両国の研究者、実務家から研究成果が報告され、貴重な提言がおこなわれた。ただし、上記の④と⑤については、必ずしも十分な分析と考察をおこなわれたとは言い難い。

総じて中国側の報告は、党・政府のコントロールが強い中でも現行法政策についての客観的かつ冷静な評価を踏まえた報告が多かったとの印象を受けた。また、高度経済成長期に激甚な公害を経験し、これを克服した日本の研究者の報告は高い経済成長率を維持する中国にとっても重要な示唆を与えたものと考えられる。惜しむらくは時間の制約と中国側に一任した会議の進行のため、セミナーの場では相互の意見交換をおこなう時間がほとんどなかったことである。

今後に残された課題として指摘しておきたいのは、両国の湖沼や河川の水質汚染問題は、その背景、原因、管理組織の構造、対策などにおいて共通の要素が多いと思われるものの、中国側においては統計データなどの数値情報の信頼性、公開範囲などに制限があるものと推察されること、共産党・中央政府の政策への批判とこれの公表は制限を受ける可能性が大きいと思われることである。また、日本側が中国側と一緒になって観測調査することも近年困難になっているという声を研究者から聞く。学術面での共同研究の足かせとなるこのような制限が一日も早く撤廃され、改善されることを切に望みたい。

最後にこのシンポジウムを契機に日中両国の淡水環境と流域環境ガバナンスに関する知見が深まり、水環境の改善と学術交流の深化、ひいては日中友好につながれば、日本側の代表者として幸甚の至りである。

別紙

流域環境ガバナンスに関する
日中共同セミナープログラム

・開催時間：2012 年 5 月 26 日（土）、27 日（日）
・開催場所：湖北経済学院国際学術交流センター（梁園会所）
・主　　催：龍谷大学政策学部　湖北水問題研究センター　北京大学法学院
・協　　賛：総合地球環境学研究所
　　湖北政策研究会

5 月 26 日午前　開会式（8：30－9：15）
司会者：張奮勤
8:30-8:35　開会式　参加者の紹介
8:35-9:00　湖北経済学院・呂忠梅院長の開会のあいさつ
　　龍谷大学・北川秀樹教授の開会のあいさつ
9:00-9:15　参加者写真撮影

5 月 26 日午前　基調講演（9:15－12:10）
司会者　許伝華
9:15- 9 :55　湖北経済学院・呂忠梅教授「湖北省湖泊保護条例立法構想」
9:55-10:35　北京大学・汪勁教授「中国生態補償の実践及び関連法律制定の現状と課題－流域生態補償の実践を中心に－」
司会者　高潔
10:50-11:30　京都大学・植田和弘教授「流域環境ガバナンス－保全と開発の評価問題－」
11:30-12:10　滋賀大学環境総合研究センター・中村正久教授 “Integrated Lake Basin Management: ILBM, Meeting the Management Challenges of Global Lake Basins and Linked Water Systems”

5 月 26 日午後　第一セッション「流域水紛争と解決システム」（13:30－15:30）
司会者　羅吉
13:30-14:00　国務院水利部水利工程建設稽査弁公室・李崇興副司長「水問題紛争の調停と調和社会の構築」

14:00-14:30 拓殖大学・奥田進一准教授「日本の水利秩序と紛争」
14:30-15:00 武漢海事法院常務副院長・李群星教授 「中国における水環境公益訴訟」
15:00-15:30 神戸市外国語大学・櫻井次郎准教授
「環境民事訴訟における不法行為の成立要件」

5月26日午後 第二セッション「流域環境保護と経済発展」（15:50－17:50）
司会者 余耀軍
15:50-16:20 華中師範大学・董利民教授
「水環境受容力に基づく融合的な洱海流域の産業構造と体系構造」
16:20-16:50 河海大学・陳阿江教授
「郷から村へ改変後の元の郷鎮環境問題」
16:50-17:20 滋賀県立大学・林宰司准教授
「経済発展と流域管理」
17:20-17:50 龍谷大学・金紅実講師「中国における環境費用負担原則の適用問題 - 汚染者負担原則・生態補償制度 -」

5月27日午前 第三セッション「流域環境保護と法治、社会発展」（8:10－10:10）
司会者 張炳淳
8:10 - 8:40 環境保護部政策法規司・別涛副司長「流域における法治」
8:40 - 9:10 武漢大学環境法研究所・王樹義所長・教授
「中国流域管理体制の革新を論じる」
9:10 - 9:40 中南財経政法大学・高利紅教授
「中国の流域ガバナンス－集権と分権の間－」
9:40-10:10 龍谷大学・北川秀樹教授「公衆参加と流域ガバナンス」

5月27日午前 第四セッション「流域環境ガバナンス」（10:30-12:00）
司会者 邱秋
10:30-11:00 総合地球環境学研究所・窪田順平教授
「中国の流域環境ガバナンスの可能性－水環境政策実施過程の事例から－」
11:00-11:30 長江流域水資源局・翁立達元局長「長江流域における生態環境の保護」
11:30-12:00 湖北省梁子湖管理局・張燎副局長「梁子湖生態環境の保護と修復の対策」

5月27日午前 閉会のあいさつ（12:00－12:30）
司会者 戴順斌
12:00-12:30 北京大学法学院・汪勁教授のあいさつ
総合地球環境学研究所・窪田順平教授のあいさつ
湖北経済学院・何慧剛学長のあいさつ